

平成 29 年度
所 管 事 務 調 査 報 告 書

都 城 市 議 会

目 次

	ページ
1 総務委員会	1
2 文教厚生委員会	7
3 建設委員会	13
4 産業経済委員会	21
5 広報広聴委員会	27
6 都城志布志道路建設対策特別委員会	33

平成 29 年 12 月 15 日

都城市議会
議長 荒 神 稔 様

総務委員会
委員長 音 堅 良 一

総務委員会報告書

平成 29 年第 1 回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第 109 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

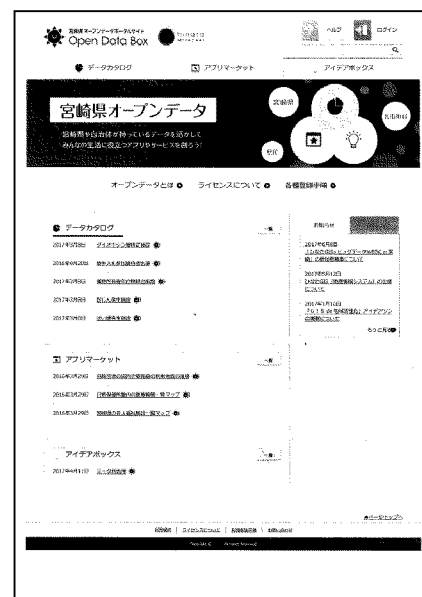
- (1) オープンデータの推進について
- (2) 防災対策事業について
- (3) セーフコミュニティ事業について

2 本市における現状及び課題等について

(1) オープンデータの推進について

本市においては、全庁的なオープンデータ公開の取り組みは行っていない。宮崎県においては、宮崎県オープンデータポータルサイト「オープン データ ボックスOpen Data Box」というホームページを開設し、県及び県内市町村のオープンデータをまとめて公開する取り組みを行っているが、本市のオープンデータは、今のところ公開されていない状況である。

今後、どのようにオープンデータを推進していくかが本市の課題であり、オープンデータを積極的に公開している自治体の取り組みについて調査・研究することにした。



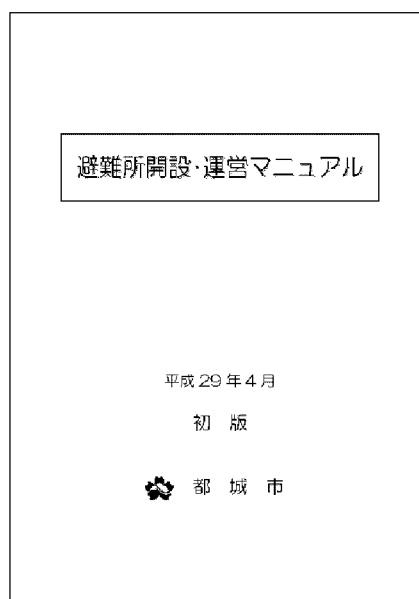
宮崎県オープンデータポータルサイト
「Open Data Box」

(2) 防災対策事業について

本市においては、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、防災に関する重要事項を審議するために、都城市防災会議を設置している。現在の委員は46名で、そのうち女性は6名である。また、平成29年4月には、避難所開設・運営マニュアル（以下「避難所マニュアル」という。）を作成している。

東日本大震災等の避難所において、更衣室や授乳室、男女別のトイレがないなど、女性のプライバシーに関する問題があることが、たびたび指摘されている。本市の避難所マニュアルにおいて、「男女別更衣室を設置する」、「グループリーダー・サブリーダーに女性を選出する」等の記載があるが、今後さらに、女性に配慮すべき事項を避難所マニュアル等に反映していくことが必要であると考えます。

そこで、女性の視点からの意見を地域防災計画等に取り入れるため、防災会議に女性専門委員会を設置し、また、先進的な防災対策事業に取り組んでいる自治体を調査・研究することにした。



避難所開設・運営マニュアル（平成29年4月初版）

(3) セーフコミュニティ事業について

本市においては、セーフコミュニティ事業として実施していないが、地域における安全・安心に関する取り組みは非常に重要なものである。

現在、市内15地区に設立されているまちづくり協議会では、住民が主体となり、自分たちが住むまちを住みよいまちにするため、自分たちで何ができるかを考え、積極的な活動を行っている。その活動目標の一つとして「防災・防犯など安全・安心なまちづくり」を掲げ、さまざまな事業に取り組んでいる。

今回、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティ活動に取り組んでいる自治体の活動を通して、本市がどのようにセーフコミュニティ事業に取り組んでいけるか調査・研究することにした。

No.	協 議 会 名
1	姫城地区まちづくり協議会
2	小松原地区まちづくり協議会
3	妻ヶ丘地区まちづくり協議会
4	祝吉地区まちづくり協議会
5	五十市地区まちづくり協議会
6	横市地区まちづくり協議会
7	“住みよいまち沖水”協議会
8	志和池地区まちづくり協議会
9	庄内地区まちづくり協議会
10	西岳地区まちづくり協議会
11	中郷地区まちづくり協議会
12	山之口地区まちづくり協議会
13	高城地区まちづくり協議会
14	山田地区まちづくり協議会
15	高崎地区まちづくり協議会

各地区まちづくり協議会一覧

3 調査の経過

平成 29 年 6 月 23 日 委員会（行政視察の日程、視察先の決定）
8 月 1 日 行政視察（福井県鯖江市）
8 月 2 日 行政視察（大阪府摂津市）
8 月 3 日 行政視察（大阪府泉大津市）
8 月 31 日 委員会（報告内容の検討）
9 月 22 日 委員会（報告内容の検討）
9 月 28 日 委員会（報告内容の検討）
11 月 15 日 委員長・担当書記協議（報告内容の確認）

4 調査の内容

（1）データシティ鯖江（オープンデータの推進）について（福井県鯖江市）

ア オープンデータは、「明確な定義はないが、インターネットなどから手軽に入手できて、利用料などを求められず、利用する分野や方法、著作権などのライセンスといった制限がなく、入手したデータの加工や修正、派生データの作成が自由で、さらにそれらの再配布や譲渡が認められているデータをさすことが多い【出典：小学館 日本大百科全書（ジャポニカ）】」とされている。鯖江市においては、そのオープンデータを「データシティ鯖江」というホームページから公開している。

イ オープンデータとして、鯖江市のイベント、バス停、ゴミ収集日、観光情報等の 180 以上の情報を公開している。

ウ オープンデータを活用したアプリも公開されており、民間によって作成された「鯖江市の公共トイレマップ」などのアプリは約 200 種類ある。

エ 市民は、入手したオープンデータを加工、修正等したりするのではなく、主にアプリを活用している。利用者の多い「さばれぼ」は、地域の穴場スポットなどを撮影し、地図上に表示していくことができるアプリであるが、アカウント登録数は 355 人である。

オ 鯖江市では、市の IT を推進していくため、シニア層を対象としたタブレット、アプリ講座の実施、小中学校にプログラミングクラブを発足、また、毎年、IT 推進フォーラムを開催したりしている。

（2）防災対策事業について（大阪府摂津市）

ア 防災会議において、11 名の女性で構成される女性専門委員会を設置し、そこで女性の視点からの防災対策等について検討し、検討結果を地域防災計画に反映している。

イ 摂津市内には約 4,000 の企業があり、昼間の流入人口が多いことから、「事業所防災ネットワーク」を設置し、企業市民の力を活用した災害対応が可能となっている。

ウ 隣接する市町村との「災害時相互受入協定」、市内物資取扱業者等との「災害時物資供給協定」、市内建設業組合等との「災害時応急対策協定」等の災害時の協定を、47 件締結している。

エ 自治会オリジナルの地域防災マップを作成しており、自治会が主体となり建物所有者に協力依頼をし、緊急一時避難場所として許可をもらった場所も地域防災マップ内に掲載している。

オ 地震等の災害発生時において近隣住民の一時避難地となる公園（約 10,500 m²）を、平成 28 年 3 月 30 日に開設している。公園には、防災倉庫、防災用トイレ、耐震性貯水槽、多目的水槽、かまどベンチ等を設置している。

（3）セーフコミュニティ事業について（大阪府泉大津市）

ア セーフコミュニティとは、「安全・安心に暮らすことのできるまち」を目指して、地域で活動する団体や市民・行政機関等が分野を越えた連携・協働によって、既存の安全・安心の取り組みや対策を活かしながら、安全の向上に取り組むものである。

イ セーフコミュニティは、WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証制度で、世界で 300 を超えるコミュニティが認証を取得しており、泉大津市は、日本で 14 番目に認証を取得している。

ウ 「交通安全・子どもの安全・高齢者の安全・自殺予防・犯罪防止・災害安全」の 6 つの分野別対策委員会を設置し、官民それぞれの分野にかかわる 14 名ほどの委員で委員会を開催している。

エ 各分野別委員会での議論をもとに、交通安全の意識向上のため「交差点通知簿」による採点・評価、地域危険箇所の「マップ」の作成、高齢者の転倒予防のための「リーフレット」の作成、防災意識の高揚のため「泉大津市独自の防災カルタ」を作成するなどの取り組みを行っている。

オ 泉大津市としては、防犯カメラ設置や高齢者自転車用ヘルメット購入の助成、一時避難地への誘導灯の整備等を行っている。また、セーフコミュニティ事業に資する事業の財源として、セーフコミュニティ基金を設立し、ふるさと納税による寄附を原資として、平成 28 年度は 5,000 万円程度の積み立てを行っている。

5 委員会としての意見

調査事項について、下記のとおり提言する。

（1）オープンデータの推進について

オープンデータを推進する担当課を明確にした上で、行政の情報はすべて市民のものであるということに鑑み、あらゆる行政データを積極的に公開していき、市民との情報の共有化に努めること。

(2) 防災対策事業について

防災対策事業については、女性の視点に立つとともに人権に配慮することが重要である。現在、設置されている都城市防災会議の委員として女性枠を設けて複数の女性を任命することや、女性専門委員会等の設置を検討すること。

また、既存の公園や今後、整備される公園において、防災施設の機能を持たせた防災公園を整備することや、防災施設の整備についても検討されたい。

(3) セーフコミュニティ事業について

セーフコミュニティ事業は、安全・安心なまちづくりを目指す活動である。市内のそれぞれの地区で安全に対する課題を抽出し、その課題の解決に向けた活動（例えば、安全対策に必要な路面表示の設置や子どもの目線で調査した危険箇所等をまとめたマップ作成など）を展開していくことが、安全・安心なまちづくりにつながると考える。

本市においては、各地区にまちづくり協議会が設立されており、安全・安心なまちづくりに取り組まれているため、今後も引き続きまちづくり協議会の活動を支援し、さらに、まちづくり協議会の共通課題については、市と連携して取り組める体制を構築すること。

平成 29 年 12 月 15 日

都城市議会
議長 荒 神 稔 様

文教厚生委員会
委員長 小 玉 忠 宏

文教厚生委員会報告書

平成 29 年第 1 回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第 109 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について
※「はままつ友愛の高齢者プラン」
- (2) 小規模校の部活動への取り組みについて
※「磐田スポーツ部活」
- (3) 介護保険に関する情報提供について
※「高齢者のすまいの手引き」ほか

2 本市における現状及び課題等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について

高齢者が笑顔でいきいきと生活し、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために、地域の実情に応じた介護保険給付対象サービスを提供する体制の確保、及び地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の実施が計画的に図られることを目的として、平成 27 年 4 月に「第 6 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」が策定された。

現在は、第 7 期の計画策定に向けてワーキンググループで事業の取り組み状況について検証作業を実施しており、在宅介護実態調査・ニーズ調査等を実施し、在宅で介護している方・これからサービスを利用する方・現

在サービスを利用している方からサービスの要望等の意見集約が行われているところである。

今後の介護保険事業については、これまでの「都城市自立支援型地域ケア会議」において抽出された、本市に不足する社会資源として「移動や買い物手段・支援」・「独居男性の家事支援」・「若年の障がい者の受け皿」等における、新たな資源開発が必要である。

また、今回の計画の見直しにあたっては、平成 28 年度から開始された総合事業において、ボランティア等の支援を利用することで、専門的なサービスではなく給付費を抑えた形でのサービスの提供を受けられる「地域支援事業」の拡充に向けた、ボランティア等を活用した、新たな事業導入等について検討が必要である。

(2) 小規模校の部活動への取り組みについて

現在、市内 19 の中学校において、様々な部活動が実施されているが、近年は学校外(クラブチーム等)において活動している生徒が増加傾向にある。小規模校においては、部活動数に対し顧問が不足している学校もある中で、外部指導者の活用や、近隣の学校と合同チームを編成し大会に参加できるルールの設定、及び個人戦のある競技に特化して部活動を設置するなど、さまざまな工夫がなされている。

しかしながら、学校に希望する部活動がない生徒に対する部活動の機会の提供や、団体競技において合同チームで活動を行う場合の支援等について、今後、検討が必要である。

(3) 介護保険に関する情報提供について

高齢者やその御家族などが、安心して充実した生活ができるように「介護保険利用の手引き」を作成している。作成については、年度末に新年度版における制度改正等に伴う修正の有無を確認しながら改訂作業を行っている。

内容としては、「介護保険の仕組み」・「申請から要介護認定まで」・「介護保険サービス利用の手順」などが掲載されており、平成 29 年度対応版においては、市民からの要望により「介護度に応じたサービスの早見表」も掲載されている。「介護保険利用の手引き」については、窓口での相談業務等に活用するほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所においても、相談時に利用されている。また、ホームページにも掲載されている。

現在、「介護保険利用の手引き」は、各戸配布等はされておらず、窓口でのみの配布となっているため、市民への介護保険のサービス利用に関する

情報提供としては十分ではない状況にある。

今後も、介護保険のサービスを必要とする人は増加傾向にあることを踏まえると、介護保険に関する情報等については、広く市民へ周知できるよう、情報提供の方法について検討が必要である。

3 調査の経過

平成 29 年	6 月 23 日	委員会（行政視察の日程、視察先の決定）
	6 月 26 日	委員会（事前研修会）
	7 月 13 日	行政視察（静岡県浜松市）
	7 月 13 日	行政視察（静岡県磐田市）
	7 月 14 日	行政視察（愛知県豊川市）
	9 月 29 日	委員会（所管事務調査報告書の内容について）
	12 月 15 日	委員会（所管事務調査報告書の最終確認）

4 調査の内容

（1）高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について（静岡県浜松市）

ア 事業の概要

介護や支援が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、自立した生活が続けられるよう「地域で支え合い 安心していきいきと暮らすことができるまち 浜松」を基本理念として、「はままつ友愛の高齢者プラン」を策定し、元気な方が支援の必要な高齢者を支える仕組みづくりを提唱しており、このプランに基づき、さまざまな関係機関や事業者との連携を図りながら各種事業に取り組み、「このまちに住んで良かった。そして、長生きして本当に良かった」と実感していただけるような地域社会づくりを推進している。

イ 特徴のある事業（取り組み）

（ア）これからの社会における高齢者の定義の見直し

- ・「ささえあい世代」・・・74 歳までの比較的若く元気な高齢者で、それまで培ってきた知識や経験を活かし、就労、ボランティア活動、地域活動などへ積極的に参加し、さまざまな形で社会との関わりを持ちながら、超高齢社会の担い手・支え手となっていただくことを期待し位置づけ。

- ・「健康長寿世代」・・・・・・75歳以上の高齢者で、健康で長生きされることを願って位置づけ。

(イ)元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える、新たな仕組みづくりの推進

- ・「ささえあいポイント事業」 高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上と、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支え合い活動の活性化を図るため、平成26年10月から開始

(2) 小規模校の部活動への取り組みについて（静岡県磐田市）

ア 事業の概要

「磐田スポーツ部活」は、静岡県総合教育会議に先立って行われた、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会からの提案を受け、平成27年9月の静岡県総合教育会議において知事と教育委員会が「地域スポーツクラブ」の設立に合意し、中学生のスポーツ活動の機会の充実、中学校教職員の負担軽減及び学校部活動の枠を超え、企業や大学等地域とのスポーツ連携を促進することを目的とし、モデル事業として実施している。

イ 特徴のある事業（取り組み）

- ・事務局は「磐田市スポーツ戦略室（自治市民部）」が担当
- ・事業実施にあたり学校、中体連関係者及び周辺教育委員会へ説明
- ・企業や大学等との連携
 - 「ラグビー部」・・・・ヤマハ発動機のスクールと合同で活動
 - 「陸上競技部」・・・・元NTT陸上部監督らが指導、静岡産業大学陸上部の学生が補助員として参加

(3) 介護保険に関する情報提供について（愛知県豊川市）

ア 事業の概要

国においては、「2025年問題」と言われる平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度の要介護状態となっても、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築するとしており、豊川市においても地域包括ケア体制の強化を掲げ、平成26年度から平成28年度まで、愛知県の地域包括ケアモデル事業を受託しており、「高齢

者のすまいの手引き」も委託事業として作成したものである。地域包括ケアシステムは、すまい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みであり、そのすまいについての施策として、自宅に住み続けるためのサービスはどのようなものがあるのか、また住み替えるとすればどのような施設があるのか、高齢者に情報提供する際の資料とするため「高齢者のすまいの手引き」を新たに作成している。

イ 特徴のある事業（取り組み）

- ・地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築（「ICT」の活用）
- ・介護予防の中で人生の終え方を考える「終活」についての市民向け講座の開設・実施

講座例

「在宅医療」・「在宅介護」・「成年後見制度」・「遺産相続と遺言」・「葬儀とお墓」など

- ・「高齢者のすまいの手引き」には、各高齢者向け施設の概要や選択する際のポイント・金額（家賃・光熱水費等）等、具体的な内容を掲載

5 委員会としての意見

（１）高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について

高齢者がいきいきと、介護が必要となっても、住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域の実情に応じた介護保険給付対象サービスを提供する体制の確保や、現在実施している地域支援事業の拡充、及び本市に不足する社会資源として抽出されている「移動や買い物の手段・支援」・「独居男性の家事支援」・「若年の障がい者の受け皿」等についても、新たな資源開発が急務である。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）には、高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知高齢者の増加が予測されるなかで、実現可能な新たな事業への取り組みが望まれる。

このことを踏まえ、委員会として、以下のとおり提言を行う。

ア 地域包括システムを支える人材（介護職等）を安定的に確保するための施策を構ずること。

イ 地域支援事業における、ボランティア等を活用した、新たな事業の導入等について、調査・研究すること。

ウ 地域包括ケア会議において抽出された、本市に不足する社会資源について、関係機関と連携を図り、資源開発に努めること。

(2) 小規模校の部活動への取り組みについて

全国的に少子化に伴う各学校における部活動のあり方については、さまざまな協議が行われ、部活動の維持・継続のための見直し、及び競技力向上のための施策の導入等、新たな取り組みが実施されている。

本市においても同様に、小規模校における部活動の実施については、将来を見据えた形での施策が必要になってくると考える。

このことを踏まえ、委員会として、以下のとおり提言を行う。

ア 小規模校の救済措置として、複数校での部活動の実施及び大会参加時等における支援体制を構築すること。

イ 学校に希望する部活動がない場合は、各種団体等と連携を図りスポーツ活動の機会の提供に努めること。

(3) 介護保険に関する情報提供について

「介護保険利用の手引き」は、窓口での相談業務等において活用するほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所においても、相談時に利用されており、また、ホームページにも掲載されているが、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、サービスが必要となる前に、介護保険制度に関する情報を市民へ広く提供し、制度に対する理解が深められるような取り組みが必要であると考えます。

このことを踏まえ、委員会として、以下のとおり提言を行う。

ア 支援が必要な方のみならず、家族を含め地域全体に、さまざまな手法により、介護保険に関する情報を提供できるよう努めること。

平成 29 年 12 月 15 日

都城市議会
議長 荒 神 稔 様

建設委員会
委員長 迫 間 輝 昭

建設委員会報告書

平成 29 年第 1 回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第 109 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 空家等対策について
- (2) 官民共同による下水道処理施設でのバイオマス発電事業について
- (3) 水道水の P R 事業について

2 本市における現状及び課題等について

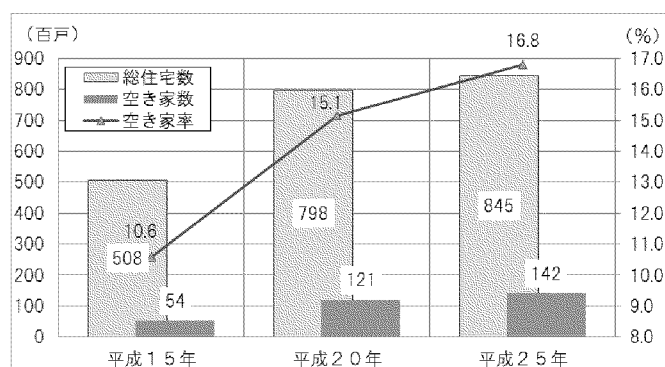
(1) 空家等対策について

ア 本市の空家等の現状

人口減少と高齢化及び核家族化は、住戸の空洞化をもたらし、空家等を生み出す大きな原因になると考えられているが、本市においても例外ではない。

本市における空家等の数は、平成 25 年に実施された住宅・土地統計調査では全国(13.5%)や宮崎県(13.9%)の状況と同様に増加傾向にあり、平成 25 年で 14,200 戸、総住宅数に占める空家等の割合(空家等率)も平成 25 年では 16.8%と過去最高となっている。

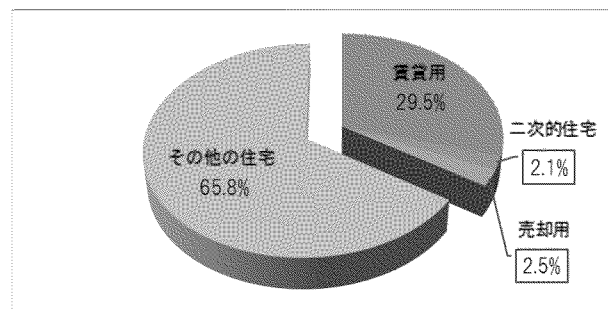
【図 1 空家等数および空家等率の推移—都城市】



総務省 平成 25 年住宅・土地統計調査より

本市の空家等 14,200 戸の内訳は、世帯が長期にわたって不在であるなどの「その他の住宅」が全体の 65.8%、別荘等の「二次的住宅」が 2.1%、「賃貸用の住宅」が 29.5%、「売却用の住宅」が 2.5%であり、半数を超える住宅が「その他」となっている。

【図2 平成 25 年 空家等の類型別割合—都城市】



総務省 平成 25 年住宅・土地統計調査より

また、「その他の住宅」が、腐朽・破損がある空家等の 3 分の 2 を占めるなど、積極的に利用されておらず、適正に管理されていない可能性が高い。

イ 本市の取り組み

(ア) 市民からの通報・相談受付に対応するための体制整備

平成 27 年 5 月、建築課に、市民からの通報・相談を受け付ける「総合窓口」を設置している。

平成 29 年 6 月までの相談件数（累計）は 170 件で、全てが、危険な空家等への対応に関する苦情・相談となっており、そのうち、所有者が特定できず調査中となっている案件が 45 件と全体の約 26%を占めている。

(イ) 庁内の連携体制整備

「庁内連絡調整会議」を設置し、相談等に対しては関係部署間の連携を行うこととなっている。

(ウ) 官民の連携体制整備

官民の関係機関で構成する「空家等対策協議会」を設置するとともに、相談体制充実のため、建築士会（リフォーム等の相談会開催等）、建設業協会（解体業者等の紹介）、宅建業協会（相続登記等の相談）等の民間事業者との協働を進めることとしている。

(エ) 空家等の市場流通・有効活用のための取り組み

総合政策部総合政策課が所管する移住定住促進施策の中で、「空き家情報バンク制度」や「空き家リフォーム等補助金制度」を展開している。

ウ 本市における課題

(ア) 市民からの通報・相談受付に対応するための体制整備

- ・市場流通や有効活用に関する相談はなく、「総合窓口」の機能が発揮できていない。
- ・所有者不明物件に対しては、市独自の応急措置が取れないため、取り扱いに苦慮している状況である。

(イ) 庁内の連携体制整備

「空家等相談対応スキーム」により、関係部署間の連携を行うこととなっているが、各課が個別に相談を受けて対応するなど、相談内容や各施策の情報共有がなされていない。

(ウ) 官民の連携体制整備

空家等対策協議会メンバーとして、都城工業高等専門学校が入っており、学術機関独自のノウハウやアイデアを生かす取り組みが求められる。

(エ) 空家等の市場流通・有効活用のための取り組み

現行の「空き家情報バンク制度」及び「空き家リフォーム等補助金制度」は、住宅政策担当部署の管轄でないため、空家等を減らすことが第一目的ではなく、特定空家等の発生予防及び解消促進といった抜本的な解決策になっていない。

(2) 官民共同による下水道処理施設でのバイオマス発電事業について

ア 本市の下水道事業の現状

本市の下水道処理区域は、旧都城市においては昭和 35 年度に中央処理区（中央終末処理場）の事業認可を受け、昭和 62 年には都城処理区（都城浄化センター「清流館」）を処理区域として追加し、その後平成 18 年の市町村合併により、旧 4 町の処理区を含め、計 6 処理区域となっている。

人口減少、少子高齢化等により地方財政が厳しい状況の中、処理区域の拡大と汚水処理施設の増加によって、下水道事業経営への負担増が懸念されているため、現在の「第 2 次都城市生活排水対策総合基本計画（改訂計画）」では、公共下水道事業の全体計画を見直し、中央処理区以外の計画区域を縮小している。縮小した区域は人口散在地域となるため、経済的に優位で迅速に効果が発揮される合併浄化槽での整備を行っていく方針である。

各処理区域にある下水道処理施設のうち、最大の施設が、都城浄化センター「清流館」であり、本市人口の約 4 割相当分の下水を処理している。同施設に導入された下水処理システムには、以下のような特徴がある。

【都城浄化センター「清流館」の特徴】

- ・水質管理が容易で、維持管理費の縮減に繋がっている。
- ・消化分解率の高い新鮮な汚泥の大量取得が可能で、メタンガスが多く発生。
- ・水処理施設で約 40%の省面積化が図られ、敷地の有効活用が可能である。

イ 本市における課題

下水道汚泥を活用したバイオマス発電は、下水道事業の財源確保が期待できる事業である。市内 6 施設のうち、都城浄化センター「清流館」は、施設の特徴から、メタンガス発生量が多く、また、敷地も広く有効活用が可能であり、導入の可能性が最も高いと考えられるが、現時点で計画はない。

(3) 水道水のPR事業について

ア 本市の水道事業の現状

本市の給水人口は、平成 23 年度をピークに減少傾向にある。平成 28 年度の給水人口は 153,497 人で、平成 23 年度から約 2.4%減少しており、今後も減少することが予測される。

給水人口の減少に伴い、水需要及び料金収入も減少傾向にある。

水需要に関しては、直近 5 年間で有収水量が約 4.5%減少し、平成 28 年度の年間有収水量は 16,186,933 m³となっている。需要減少の要因は、市民の節水意識の高まりや節水型機器の普及、ペットボトル水の普及などが考えられる。

料金収入に関しては、平成 28 年度の収入が 2,094,912,659 円で、平成 23 年度から約 4.6%減少している。

イ 本市の取り組み

水道事業は、需要者からの水道料金で運営されており、お客様である市民の満足度が向上することが、急激な需要減少を食い止め、事業の安定的な運営に資することとなる。

このため、信頼され、親しみやすい水道事業運営を目指し、市民への情報提供や市民との交流イベントの実施などを通じて、安心・安全でおいしい水道水をPRする取り組みを行っている。

ウ 本市における課題

今後、健全な事業運営のために、安定的な料金収入の維持が求められる。そのために、安心・安全でおいしい水道水のPR事業は重要であるが、イベント等によるPRは、対象者数が限られていることから、今後は、本市の水道水のおいしさ・質の高さを、市内外により広く周知し、需要を喚起するための新たな仕掛けが必要である。

3 調査の経過

平成 29 年	6 月 23 日	委員会（行政視察の日程・視察先の決定、事前研修会）
	7 月 13 日	行政視察（群馬県前橋市）
	7 月 13 日	行政視察（栃木県鹿沼市）
	7 月 13 日	行政視察（千葉県習志野市）
	9 月 22 日	委員会（所管事務調査報告書の内容について）
	9 月 29 日	委員会（所管事務調査報告書の内容について）
	11 月 24 日	委員会（所管事務調査報告書の内容について）
	12 月 15 日	委員会（所管事務調査報告書の最終確認）

4 調査の内容

(1) 空家等対策について（群馬県前橋市）

ア 事業内容

(ア) 前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例

平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（特措法）」に先立ち、平成 25 年に制定している。特措法に定めのない「不動産業者や市民の責務」、「特定空家等以外の空家等に係る助言及び指導」、「所有者不明な空家等に係る緊急応急措置」等を盛り込んでいるのが特徴的である。

(イ) 空家等に関する事務の集約及び相談窓口の設置

平成 27 年度、建築住宅課内に、空家等に関する事務を集約した「空家利活用センター」を設置し、特定空家等の対応のみならず、市場流通・利活用、ごみの問題まで、全ての業務を集約している。

(ウ) 空き家の実態調査の実施

前橋工科大学、高崎経済大学と連携し、大学のノウハウと学生のアイデアを用い、実態把握から活用提案まで共同研究を行っている。

(エ) 空き家の市場流通・有効活用の促進

平成 27 年度に市内の不動産関係団体 350 社と協定を締結し、前橋版空き家バンク「空き家利活用ネットワーク事業」を実施している。また、民間団体や学術機関と連携した「空き家空き地コンペ」や「空家シンポジウム」など、市民参加型イベントを複数回開催し、市民への啓発を行っている。

(オ) 空き家対策補助制度の導入（平成 27 年 7 月～）

空家等の減少を第一目的として、以下の補助制度を導入している。

【補助事業の内容】

事業名	内 容
空き家の活用支援事業	住宅やコミュニティスペースとして活用するための改修費補助
空家等を活用した 二世世代近居・同居住宅支援事業	実家の近く（概ね 1 km 以内）の空家解体、新築もしくは改修の際の費用に対する補助
老朽空家等対策事業	危険な空き家の解体費補助。 解体跡地を新たな用途に利活用する場合の加算あり

(2) 官民共同による下水道処理施設でのバイオマス発電事業について（栃木県鹿沼市）

ア 事業内容

(ア) 施設概要

本事業は、同市最大の下水道処理場「黒川終末処理場」で行われているが、同処理場の能力は、本市の都城浄化センターと似た規模である。

通常の下水道処理で発生するメタンガスに加え、食品系バイオマスを同施設で受け入れ、発酵処理時に発生するバイオガスも利用し、固定価格買取制度（F I T）による発電事業を行っている。

【施設処理能力】

事業計画	黒川終末処理場	(参考) 都城浄化センター
計画区域面積	1,581 ha	1,752 ha
計画区域人口	58,000 人	65,100 人
処理能力	34,800 m ³ /日	36,500 m ³ /日

(イ) 運営方法

下水処理施設メーカーの月島機械株式会社と事業協定を結び、「民設民営方式」で運営しており、両者の役割分担は以下のとおりである。

【役割分担】

鹿沼市	敷地の無償提供
	下水道処理で発生するメタンガスの無償提供
	バイオマス収集スキームの構築
月島機械(株)	発電施設への設備投資
	発電施設の管理運営
	電力会社との調整
	売電収益の管理
	バイオマスの運搬収集

売電収益はいったん全て月島機械(株)が受け取り、そのうちの15%程度が市に支払われる。結果的に、市は人件費や設備管理費をかけず、収益が入ってくることとなる。

(ウ) 実績

平成27年度に竣工、発電が開始された。

平成28年度からは、食品残渣の受入を開始しており、同市の学校給食センター（1ヶ所）で排出される残渣を全量受け入れている。

【平成28年度の実績】

項 目	実 績
汚泥発生量	3,000 t
ガス発生量	673,000 m ³
発電量	約100万kwh（約250世帯分）
市への収入	約690万円

(エ) 事業の特徴

本事業は、下水道汚泥に加え、食品系バイオマス受け入れによる発電量増大が特徴だが、同市は処理場と市クリーンセンターとが近接しており、バイオマスを収集しやすく、運搬経費が抑えられるなど、環境条件や採算性などの観点から、取り組みやすい環境が整っている。

(3) 水道水のPR事業について（千葉県習志野市）

ア 事業内容

(ア) 事業の経緯

年 度	事 項
平成 21 年度	・ 習志野市の水道水は、利根川水系の浄化水と良質な地下水とがブレンドされ、軟水でミネラル成分は市販のペットボトル水と遜色なく、市民の間で「おいしい」と評判だったことから、水道水のPRを目的に「ナラシドウォーター」としてペットボトル化。
平成 27 年度	・ 「ナラシドウォーター」は、市内の各種イベントで配付しているだけだったが、評判がよかったことから、職員の提案によりモンドセレクションへ出品し、最初の挑戦で金賞を受賞。
平成 28 年度	・ 2年連続で金賞受賞。これにより、さらに市内外から注目を集め、メディア等でも取り上げられた。 ・ 生産本数は年間1万本から2万5千本に増産、販売を求める声にも対応し、1本100円で販売を開始。 ・ 平成28年度の販売本数は2,200本。

(イ) 商品化の経費

商品化するにあたり、業者への製造委託料、ペットボトル容器代、ラベルデザイン料等で1本約96円の経費がかかり、モンドセレクションに出品した際の経費は、約50万円であった。

商品の販売価格は1本100円で収支はマイナスだが、あくまでもPR事業の一環であり、採算性は度外視している。

(ウ) その他

受賞を機に「蛇口をひねれば金賞水」というキャッチフレーズを掲げ、水道水のPRをさらに進めており、同市の水道水のおいしさ・質の高さが、市民に浸透してきている。

現在は企業局での販売のみで一般店舗での販売はしていないが、現在、JA系列の店舗での販売について協議中であり、市庁舎の自販機での販売も検討中である。

5 委員会としての意見

今回、本委員会が調査した事項のうち、(2)及び(3)に関しては、調査の結果、事業導入の環境条件、採算性の観点など総合的に判断し、さらなる調査・研究が必要と考える。

よって、本報告書においては、調査事項(1)に関する意見のみを述べることにする。

(1) 空家等対策について

人口減少、少子高齢化、核家族化等の進行により、全国の状況と同様、本市の空家等は増加の一途をたどっており、中でも、腐朽・破損のある危険な空家等については、周辺の環境にも大きな影響を与えている。今後、問題が一層深刻化することが懸念される。

空家等対策は、特定空家等が増えないようにするための「適切に管理された空家等の市場流通及び有効活用」、並びに、「管理がなされていない危険な空家等への迅速かつ適切な措置」といった、複数の側面から取り組む必要がある。よって、市民から行政に寄せられる相談については、空家等の活用、空家等の適正管理方法、危険な空家等への対処など、様々かつ複合的な内容が多く、部署を跨いだ横断的な対応が必要な事例が、今後益々増えていくと予想される。

以上のことから、これまで以上に踏み込んだ施策等の早急な展開が必要であると考えます。

そこで、本委員会として、次のとおり提言を行う。

- ア 特定空家等の発生防止、危険な空家等への柔軟な措置など、より強力な対策推進のため、市独自の条例の制定も含め、必要な体制整備を図ること。
- イ 空家等の流通・有効活用や危険な空家等への対応等、総合的に対応でき、市民から見てわかりやすく相談しやすい組織・窓口の再構築を図ること。
- ウ 空家等の市場流通について、行政と民間事業者とが知恵を出し合い、流通の活性化が図られる組織・仕組みづくりを行うこと。
- エ 大学や高専といった学術機関が持つノウハウや学生のアイデア等を空家等の有効活用等に生かすべく、連携を模索すること。
- オ 空家等の流通・有効活用については、庁内関連部署間の連携スキームの見直しを行うとともに、官民双方が、意識共有を図りつつ、お互いのノウハウを結集し、移住定住はもとより、起業家育成・商工業・農林業施策(※1)等との施策間連携による総合的な対策を講じること。
- カ 抜本的に空家等を減らすことを目的とした「危険な空き家の解体」や「空き家の改修」等に対する本市独自の補助制度の創設を検討すること。

※1 商工会議所・商工会等との連携による中心市街地等でのリノベーションや、JA等との連携による農地付きの空家等の活用(農泊、農業体験などによる新規就農者受け入れ等)の施策

平成 29 年 12 月 15 日

都城市議会
議長 荒 神 稔 様

産業経済委員会
委員長 竹之下 一美

産業経済委員会報告書

平成 29 年第 1 回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第 109 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 道の駅の運営について
- (2) ジビエ有効活用推進事業について

2 本市における現状及び課題等について

- (1) 道の駅の運営について

ア 現状

(ア) 運営状況

	道の駅山之口	道の駅都城
営業時間	9時から19時まで ※11月から2月は18時まで営業	9時30分から18時まで
休業日	1月1日、1月2日	1月1日
販売品目	660点	2,603点
出荷登録者	79件 うち、地元の製造・生産者 68件	250件 うち、地元の製造・生産者 238件
駐車場	普通車 17台 大型車 6台 身障者用 2台	普通車 230台 大型車 8台 身障者用 2台

(イ) 道の駅の機能

主要な機能は、「休憩機能」「情報提供機能」「地域連携機能」の3つである。加えて近年は、中山間地域の再生拠点として「生活支援機能」の役割も期待されているが、人口減少や高齢化率が上昇する中山間地域の住民の出荷は、困難な状況にある。

(ウ) 防災機能

「道の駅都城」では、災害時における施設利用及び物資供給に関する協定を都城市と締結。災害救援ベンダー（自動販売機）を設置し、大規模災害時に無料で飲料を提供する。

イ 課題

(ア) 中山間地域の高齢者農家等が地元農産物を出荷できる対策が必要である。

(イ) 地域住民の生活を支える施設として、買い物困難者等への問題解決に向けた取り組みなど、地域住民のニーズに対応した事業が必要である。

(ウ) 地域の防災拠点として、さらなる防災機能の整備が必要である。

(2) ジビエ有効活用推進事業について

ア 現状

(ア) 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：千円)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
シ カ	5,315	4,897	4,407	5,622	4,008
イノシシ	5,833	7,094	7,649	11,014	9,215
サ ル	2,315	1,571	1,244	6,153	4,577
その他	1,125	1,685	3,719	1,299	951
合 計	14,588	15,247	17,019	24,088	18,751

※イノシシとシカが被害原因の約7割を占める。

(イ) イノシシ及びシカの捕獲頭数 (単位：頭)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
イノシシ	259	855	1,329	1,472	1,309
シ カ	692	951	976	1,005	1,021
合 計	951	1,806	2,305	2,477	2,330

(ウ) 被害軽減対策

捕獲や防護柵の設置などの対策が講じられてきたが、被害や個体数の減少に至っていない。

(エ) 捕獲したイノシシ及びシカの処理状況

狩猟者が食用として自己処理。捕獲場所から搬出できない大型の個体等は、生態系に影響を与えない形で適切に処理している。

(オ) 野生鳥獣を捕獲する狩猟者が減少し、高齢化している。

(カ) ジビエ（狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉）の有効活用に対する認識が不足している。

イ 課題

(ア) 狩猟者の後継者不足に対する対策が必要である。

(イ) ジビエを有効に活用する事業について調査が必要である。

3 調査の経過

平成 29 年	6 月 23 日	委員会(行政視察の日程及び視察先の決定、事前調査)
	7 月 4 日	行政視察(岡山県岡山市) ※台風の影響により視察中止
	7 月 5 日	行政視察(山口県周南市)
	7 月 6 日	行政視察(山口県下関市)
	9 月 22 日	委員会(所管事務調査報告書の内容について)
	9 月 29 日	委員会(所管事務調査報告書の内容について)
	12 月 15 日	委員会(所管事務調査報告書の最終確認)

4 調査の内容

(1) 道の駅の運営について(山口県周南市)

ア 運営状況

地域の農林水産物を 24 時間体制で、納入と販売を実施している。

駐車場(普通車 125 台、大型車 42 台、身障者用 3 台)

イ 集荷・宅配

宅配業者を活用し、出荷が困難な中山間地域の生産者を巡回し、農産物等の集荷を実施している。

高齢者・交通弱者へ農産物、惣菜、日用雑貨等の宅配サービスを実施。合わせて、安否を確認している。

ウ 高齢者相談コーナー

介護・福祉・医療などの相談受付や情報を提供している。

エ 防災機能

土のう倉庫や災害用かまど式ベンチ、防災備品収納倉庫、井戸等を装備している。

オ 高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の試行
ETC2.0 搭載車を対象に、高速道路から道の駅に立ち寄り後、1 時間以内に高速道路へ再進入した場合は、高速を降りずに利用した料金のままとする実験を平成 29 年 7 月 15 日から開始予定である。

(2) ジビエ有効活用推進事業について（山口県下関市）

ア 有害獣食肉加工処理施設「みのりの丘ジビエセンター」建設までの経緯

- (ア) E 型肝炎ウイルス感染調査を山口大学に委託
- (イ) 猟友会や農林業従事者、J A 等の関係者と、猟友会の協力体制や食肉加工販売等について意見交換会を実施
- (ウ) 意見交換会出席者を対象に、先進地視察を実施
- (エ) 加工・販売・流通のシステム構築をするため、「下関市ジビエ有効活用基本計画」を策定
- (オ) 建設予定地の地元自治会等へ説明会を開催
- (カ) 捕獲から解体に至る衛生的処理の基準がなかったため、「下関市イノシシ等の処理衛生管理ガイドライン」を策定
- (キ) 市内飲食店と食肉販売店へ、ジビエ P R 及び加工品アンケート調査・販路調査を実施
- (ク) ソーセージやハンバーグなどのジビエ料理を試食後に、アンケート調査を実施
- (ケ) 指定管理者の選定

イ 有害獣食肉加工処理施設「みのりの丘ジビエセンター」の概要

- (ア) 総事業費 56,148 千円（国費 27,229 千円、市費 28,919 千円）
- (イ) 年間計画処理頭数 600 頭（イノシシ 310 頭、シカ 290 頭）

ウ 有害獣食肉加工処理施設「みのりの丘ジビエセンター」の供用開始から現在までの状況

(ア) 搬入個体数 (単位：頭)

	26 年度	27 年度	28 年度
イノシシ	114	122	178
シカ	432	531	695
合 計	546	653	873

(イ) 商品化及び販売

イノシシ・シカ肉加工品全 12 品（ウインナー、メンチカツ、フランクフルトほか）

平成 25 年 5 月 24 日から道の駅などで販売開始

5 委員会としての意見

(1) 道の駅の運営について

過疎化・高齢化が進行した結果、中山間地域の人口や所得が減少し、地域活力の低下が懸念されることから、今後は、道の駅を起点に、地域における「集配－販売－配送」という物の流れを一体的に捉えることが重要となってくる。また、近年、地震や豪雨などの自然災害が多発し、防災への対策も課題である。

以上のことから、道の駅をさらに進化させ、中山間地域対策や防災機能の向上を図ることが必要であると考えます。

そこで、委員会として、次のとおり提言を行う。

ア 現在実施している「買い物困難者支援事業」と連携を図りながら、高齢者が庭先で作った野菜や中山間地域の農産品・加工品を販売する機会の創出（訪問集荷）など、地域の高齢化の実情を踏まえ、「福祉型」道の駅としての機能強化に取り組むこと。

イ 災害時における「道の駅都城」の役割を検討し、施設や機能を活用できるよう整備するなど、防災拠点としての道の駅の機能向上に努めること。

(2) ジビエ有効活用推進事業について

近年、野生動物による農作物被害の増加に伴い、被害防止対策としての捕獲頭数も増加傾向にある。今後は、捕獲に対する意欲を向上させ、狩猟免許取得の増加につなげる必要がある。

以上のことから、捕獲したイノシシやシカなどの有害要素を活用しながら、地域資源による地域活性化を図ることが必要であると考えます。

そこで、委員会として、次のとおり提言を行う。

ア 政府の「ジビエ利用拡大に関する対応方針」等を含め、関連する情報の収集を行うとともに、捕獲者などの関係団体と連携し、ジビエとしての有効活用に対する調査・研究に努めること。

平成 29 年 12 月 15 日

都城市議会
議長 荒 神 稔 様

広報広聴委員会
委員長 上 坂 月 夫

広報広聴委員会報告書

平成 29 年第 1 回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第 109 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項について
- (2) 議会報告会の実施に関する事項について
- (3) その他議会の広報広聴に関する事項について

2 本市議会における現状及び課題等について

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項について

ア 現 状

- ・年 4 回発行（定例会後の翌々月 15 日）
- ・編集（構成）については、その都度、委員会で協議
- ・校正のための委員会を 3～5 回開催
- ・作成要領はあるが、全議員への周知はされていない。
- ・掲載内容によっては、文字が小さくなり読みにくい。

イ 課 題

- ・今後、作成要領を確立し申し合わせ事項とする必要がある。
- ・カラーページの活用や、一般質問の年間での割り振り、質問事項で特化したものを抽出し掲載する等の掲載内容の見直しが必要である。

(2) 議会報告会の実施に関する事項について

ア 現 状

- ・年4回開催
- ・「議会報告会開催マニュアル」策定済み
- ・案内用チラシの公民館への配布
- ・案内用ポスターの市内高等学校・大学等への配布

イ 課 題

- ・議会報告会の参加者の固定化が懸念されるため、広く市民へ周知する方法や、開催日時・会場等の検討が必要である。
- ・議会報告会の内容について、より議会の視点に立った報告内容の工夫や、若年層の政治参加意識を喚起するような取り組みも必要である。

(3) その他議会の広報広聴に関する事項について

ア 現 状

- ・「都城市高齢者クラブ」の申し出により意見交換会実施。
- ・都城市議会基本条例運用基準8により代表者・記録者選定。
(代表者：委員長 ・ 記録者：副委員長)
- ・意見交換会についての事前の協議（打ち合わせ）は、委員長・副委員長が高齢者クラブと実施。

イ 課 題

- ・意見交換の申し出があった場合の、具体的な実施要領等の検討が必要である。
- ・意見交換会の実施については、テーマごとの意見交換会や学校へ出向いて高校生や大学生等との意見交換会を実施する等、積極的な取り組みが必要である。

3 調査の経過

平成 29 年	6 月 9 日	委員会（行政視察日程・視察先決定）
	7 月 25 日	行政視察（大分県大分市）
	7 月 26 日	行政視察（熊本県玉名市）
	8 月 17 日～22 日	議会報告会（市内 4 会場）
	10 月 31 日	意見交換会（都城市高齢者クラブ）
	10 月 31 日	委員会（所管事務調査報告書の内容について）
	12 月 1 日	委員会（所管事務調査報告書の最終確認）

4 調査・活動の内容

(1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項について

ア 大分県大分市議会の取り組みについて

(ア)「議会広報紙」の作成要領について

- ・大分市議会だより発行内規及び一般質問の原稿作成についての要領あり。

(イ)議会報コンクール最優秀賞受賞について

- ・過去の受賞実績：全国議会報コンクール「最優秀賞」受賞
(平成 23 年・25 年・27 年)

(ウ)「議会広報紙」の市民の反応・意見等について

- ・平成 20 年 7 月に開催した市民意見交換会において、市議会だよりの記載方法等について意見・要望等が出され、議会運営委員会に諮り、編集委員会で検討していくこととなり、平成 21 年 3 月から外部の専門家 2 名を交え、見直しに着手

イ 熊本県玉名市議会の取り組みについて

(ア)「議会広報紙」の作成要領について

- ・玉名市議会報発行に関する申し合わせあり。
(平成 17 年 12 月 19 日議会報編集特別委員会決定)
- ・一般質問のページに掲載する議員の写真は、インターネット中継の映像を活用し、躍動感のある写真を使用
また、その他の関連する写真については、各議員が準備
- ・定例会ごとに、発行まで 4 回の委員会を開催
内 2 回の校正の委員会には印刷業者に同席を依頼

(イ)「議会広報紙」の市民の反応・意見等について

- ・毎号「市民の声」のページがあり、委員会でテーマを決め、市民に原稿依頼
※「地区校区会長に聞く」「卒業生に聞く」「民生委員に聞く」など
- ・議場傍聴席に「ご意見箱」を設置、投稿があれば委員会で検討し、議会広報紙へ掲載

(ウ)「議会広報紙」の市民協力（マンパワーの活用）について

- ・表紙の題字については、表紙写真担当委員が市内の小中学生に作成（執筆）依頼

(2) 議会報告会の実施に関する事項について

市内 4 会場において、下記の日程で実施した。

- ・平成 29 年 8 月 17 日 小松原地区公民館
- ・平成 29 年 8 月 18 日 庄内地区公民館
- ・平成 29 年 8 月 21 日 中郷地区公民館
- ・平成 29 年 8 月 22 日 山田総合センター

※平成 29 年 9 月 29 日「議会報告会報告書」議長へ提出済み。

(10 月 7 日全議員配付)

(3) その他議会の広報広聴に関する事項について

ア 大分県大分市議会の取り組みについて

(ア)「意見交換会」の実施要領について

- ・大分市議会基本条例に則り実施。内容（テーマ）等については、活性化推進会議で協議

(イ)「意見交換会」の実施状況について

- ・例年市内 13 ヲ所の地区公民館等で実施
- ・出席議員は「活性化推進会議委員」「常任委員会委員」「地元議員」などを中心に構成
- ・意見交換会の周知方法として、ポスターの作成やケーブルテレビでの告知等のほか、チラシ（ポケットティッシュ付き）を街頭で議員が配布

(ウ)「意見交換会」での市民からの意見の取り扱いについて

- ・当該年における意見交換会での意見については、翌年の意見交換会において、議会からの報告として回答

(エ)「意見交換会」以外の取り組みについて

- ・平成 23 年度から、若年層の政治参加意識を喚起する目的で若者層との意見交換会を実施。特にテーマは設けず、フリーな意見交換としている。平成 27 年度は「18 歳選挙権について」をテーマの 1 つとして実施

平成 27 年 6 月の公職選挙法等の一部改正により選挙年齢が 18 歳に引き下げられたことを記念して「高校生議会」を開催

イ 本市の取り組みについて

都城市高齢者クラブ（さんさんクラブ）より申し出があり、下記のとおり意見交換会を実施した。

- ・開催日時： 平成 29 年 10 月 31 日 午前 10 時～
- ・開催場所： 都城市総合福祉会館 2 階会議室
- ・参加人数： 33 名（ 高齢者クラブ 16 名 ・ 議員 17 名 ）
- ・議題（テーマ）： 都城市高齢者クラブ連合会の概要
会員拡大について

※平成 29 年 11 月 10 日「意見交換会報告書」議長へ提出済み。

5 委員会としての意見

今回、閉会中も継続して調査するものとして申し出た 3 つの調査事項について、調査した内容、及び委員会として取り組んだ活動内容を踏まえ、委員会としての意見を申し述べる。

（1）議会広報紙の編集及び発行に関する事項について

議会広報紙の編集及び発行については、これまでの取り組みの成果として、市民の意見を広く聴取する取り組みとして、議会だよりに「はがき（市議会に対するご意見をお聞かせください）欄」を設けるなど、新たな取り組みを実施することができた。

しかしながら、今後も「読まれる」議会広報紙づくりを目指し、市民参加型の広報紙の編集や、紙面上の割り振り・一般質問の掲載の工夫、及び作成要領を確立し申し合わせ事項とする等、さまざまな取り組みが必要と考える。

（2）議会報告会の実施に関する事項について

議会報告会の実施については、これまでの取り組み実績を踏まえ、今後も議会が直接、市民へ議会活動に関する情報を提供し、また、同時に、意見交換会を実施することで、市民の多様な意見を把握し、議会及び議員の政策立案の一助とすることができ、政策提案の拡大を図ることができるものであるとの認識の下、実施していく必要がある。

実施にあたっては、これまで以上に議会としての一体感を発揮できるような報告会の議員構成の工夫や、市内の高等学校等に対する報告会の周知の方法の見直しを含めた、若年層の政治参加意識を喚起するための取り組みなど、新たな取り組みが必要と考える。

(3) その他議会の広報広聴に関する事項について

その他議会の広報広聴については、これまでも市民との「意見交換会」を実施し取り組んできたが、今後も、多種多様な市民ニーズに対応すべく、テーマを設けての意見交換会の実施や、選挙年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若年層の政治参加意識を喚起するための取り組みとして、学校等における意見交換会の実施、及び「高校生議会」を取り入れる等、積極的な意見交換会等の取り組みが必要と考える。

平成 29 年 12 月 15 日

都城市議会

議長 荒 神 稔 様

都城志布志道路建設対策特別委員会

委員長 榎 木 智 幸

都城志布志道路建設対策特別委員会報告書

平成 26 年第 2 回都城市議会定例会において設置された本委員会の調査活動結果について、会議規則第 109 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 はじめに

本委員会は、都城志布志間の地域高規格道路の建設を促進し、南九州大隅地域の経済発展に寄与することを目的とし、平成 26 年 3 月 14 日に設置された。10 回にわたる委員会を開催し、調査活動に当たっては、委員会に国・県等の関係機関の担当職員を招聘し、説明を受けるとともに、現地調査を行うなどして事業の進捗状況を確認した。

また、官民の関係機関で構成する「都城志布志道路建設促進協議会」が主催する定期大会や提言・要望活動にも参加してきた。

この報告書は、これまでの調査活動の経過を最終報告としてまとめたものである。

2 委員会の設置経過

(1) 設置目的

平成 26 年 3 月 14 日の本会議において、都城志布志間の地域高規格道路の建設を促進し、南九州大隅地域の経済発展に寄与することを目的に設置された。

(2) 選任された委員

ア 平成 26 年 3 月 14 日、本会議において、都城市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、以下の 10 名の委員が選任された。

【委員一覧】

大浦さとる議員（委員長）、相葉一夫議員（副委員長）、児玉優一議員、
榆田勉議員、江内谷満義議員、中田悟議員、三角光洋議員、上坂月夫議員、
畑中ゆう子議員、川内賢幸議員

イ 平成 27 年 2 月 26 日、江内谷委員の辞任に伴い、新たに榎木智幸議員が委員に就任。

【委員一覧】

大浦さとる議員（委員長）、相葉一夫議員（副委員長）、児玉優一議員、
榎木智幸議員、榎田勉議員、中田悟議員、三角光洋議員、上坂月夫議員、
畑中ゆう子議員、川内賢幸議員

ウ 平成 28 年 2 月 26 日、大浦委員の辞任に伴い、新たに音堅良一議員が委員に就任。また、新たな委員長に榎木委員が選任された。

【委員一覧】

榎木智幸議員（委員長）、相葉一夫議員（副委員長）、児玉優一議員、
榎田勉議員、中田悟議員、三角光洋議員、音堅良一議員、上坂月夫議員、
畑中ゆう子議員、川内賢幸議員

エ 平成 28 年 4 月 13 日、榎田委員の辞任により、9 名となる。

【委員一覧】

榎木智幸議員（委員長）、相葉一夫議員（副委員長）、児玉優一議員、
中田悟議員、三角光洋議員、音堅良一議員、上坂月夫議員、
畑中ゆう子議員、川内賢幸議員

オ 平成 29 年 2 月 27 日、中田委員の辞任に伴い、新たに下山隆史議員が委員に就任。また、畑中委員の辞任により、8 名となる。

【委員一覧】

榎木智幸議員（委員長）、相葉一夫議員（副委員長）、児玉優一議員、
下山隆史議員、三角光洋議員、音堅良一議員、上坂月夫議員、川内賢幸議員

3 委員会における調査活動等の経過

年月日	活 動 内 容
H26. 3. 14	* 第 1 回委員会開催 ・委員長に大浦さとる議員、副委員長に相葉一夫議員を選出
H26. 4. 30	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の総会に出席 (都城市：ホテル中山荘)
H26. 6. 24～25	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (東京都：国土交通省・国会議員)
H26. 6. 27	* 第 2 回委員会開催 ・国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び宮崎県都城土木事務所の担当課職員を招聘し、「都城志布志道路の現状及び今後」について説明を受け、意見交換を行った。 ・特別委員会の今後の取り組みについて協議

年月日	活 動 内 容
H26. 6. 30	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (宮崎市：宮崎河川国道事務所・県庁、都城市：都城土木事務所)
H26. 7. 4	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (鹿児島県：大隅地域振興局)
H26. 7. 15～16	* 副委員長（※）が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加（福岡県：九州地方整備局、鹿児島県：県庁） ※代理出席
H26. 10. 10	* 第3回委員会開催 ・ 都城志布志道路の進捗状況確認のため、工事区間の現地調査を行い、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、鹿児島県大隅地域振興局、志布志市港湾課、宮崎県埋蔵文化センター及び宮崎県都城土木事務所の担当職員より説明を受け、意見交換
H26. 10. 28～30	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (東京都：国土交通省・国会議員)
H27. 4. 24	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の総会に出席 (曾於市：末吉総合センター)
H27. 5. 7	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (宮崎市：宮崎河川国道事務所・県庁、都城市：都城土木事務所)
H27. 5. 19	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (鹿児島県：大隅地域振興局)
H27. 5. 28～29	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (東京都：国土交通省・国会議員)
H27. 7. 23～24	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (福岡県：九州地方整備局、鹿児島県：県庁)
H27. 8. 1	* 委員が、都城志布志道路建設促進総決起大会に参加 (志布志市：志布志市文化会館)

年月日	活 動 内 容
H27. 10. 15	＊第４回委員会開催 ・国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び宮崎県都城土木事務所の担当課職員を招致し、「地域高規格道路都城志布志道路の現状と今後」について説明を受け、意見交換 ・４月２４日開催「都城志布志道路建設促進協議会総会」の内容報告
H28. 2. 26	＊第５回委員会開催 ・前委員長の辞任に伴い、新たな委員長に榎本智幸議員を選出
H28. 4. 27	＊委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の総会に出席 (志布志市：ボルベリアダグリ)
H28. 5. 28	＊委員が、都城志布志道路整備・活用促進大会に参加 (都城市：都城市総合文化ホール)
H28. 6. 18	＊第６回委員会開催 ・都城志布志道路建設促進協議会の要請に応じ、委員会として７月２６日から２７日に東京での要望活動に参加することを決定 ・４月２７日開催「都城志布志道路建設促進協議会総会」の内容報告
H28. 6. 30～７. 1	＊委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (東京都：国土交通省・国会議員)
H28. 7. 6	＊委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (宮崎市：宮崎河川国道事務所・県庁、都城市：都城土木事務所)
H28. 7. 8	＊委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (鹿児島県：大隅地域振興局)
H28. 7. 12～13	＊委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (福岡県：九州地方整備局)
H28. 7. 26～27	＊委員７名が、都城志布志道路建設促進協議会の要請に応じ、提言・要望活動に参加（東京都：国土交通省・国会議員）
H28. 10. 20～21	＊委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加 (東京都：国土交通省・国会議員)

年月日	活 動 内 容
H29. 3. 1	* 第 7 回委員会開催 ・都城志布志道路の現状と今後について把握するため、現地調査を 5 月に実施することを決定
H29. 4. 24～25	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加（福岡県：九州地方整備局）
H29. 4. 27	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の総会に出席（都城市：ホテル中山荘）
H29. 5. 9	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加（宮崎市：宮崎河川国道事務所・県議会・県庁、 都城市：都城土木事務所）
H29. 5. 15	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加（鹿児島県：県議会・県庁・大隅地域振興局）
H29. 5. 20	* 委員が、都城志布志道路整備・活用促進大会に参加（志布志市：志布志文化会館）
H29. 5. 25	* 第 8 回委員会開催 ・都城志布志道路の進捗状況確認のため、工事区間の現地調査を行い、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、国土交通省九州地方整備局志布志港湾事務所、鹿児島県大隅地域振興局及び宮崎県都城土木事務所の担当職員より説明を受け、意見交換
H29. 6. 5～6	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加（東京都：国土交通省・国会議員）
H29. 6. 9	* 第 9 回委員会開催 ・ 12 月定例会において、所管事務調査の最終報告を行うことを決定 ・ 特別委員会の今後の取り組みについて協議
H29. 7. 20～21	* 委員長が、都城志布志道路建設促進協議会の提言・要望活動に参加（福岡県：九州地方整備局）
H29. 8. 15	* 「市議会だより」に、委員会の活動報告を掲載
H29. 11. 24	* 第 10 回委員会開催 ・ 所管事務調査報告書についての最終確認

4 地域高規格道路都城志布志道路の整備状況（別紙1「整備状況図」参照）

（1）宮崎県内の状況（都城ICから県境までの21.9キロメートル）

ア 国土交通省施工部分（都城ICから五十町ICまでの13.4キロメートル）

【開通済み区間】

- ・平塚ICから五十町ICまでの1.9キロメートル（平成24年3月供用開始）

【残整備区間】

- ・都城ICから平塚ICまでの約11.5キロメートル
※うち、南横市ICから平塚ICまでの約2.8キロメートルについては、
平成30年度供用開始予定

イ 宮崎県施工部分（五十町ICから県境までの8.5キロメートル）

【開通済み区間】

- ・五十町ICから梅北ICまでの3.1キロメートル（平成23年4月供用開始）

【残整備区間】

- ・梅北ICから県境までの5.4キロメートル
※うち、梅北ICから金御岳ICまでの約2.5キロメートルについては、
平成30年2月3日供用開始予定

（2）鹿児島県内の状況（県境から志布志港までの22.3キロメートル、鹿児島県施工）

【開通済み区間】

- ・末吉ICから有明北ICまでの8.3キロメートル
※末吉IC～松山IC：平成17年2月供用開始
※松山IC～有明北IC：平成20年2月供用開始

【残整備区間】

- ・有明北ICから志布志港までの約14キロメートル
※うち、有明北ICから有明東ICまでの約4.3キロメートルについては、
平成30年3月4日供用開始予定

5 まとめ

本委員会がこれまで実施してきた、国・県等の関係機関を招聘しての研修や現地調査等において、地域高規格道路都城志布志道路は、平成26年度以降予算が大きく増加し、平成32年度の完成に向けて事業が順調に進捗していることが確認できた。

このことは、本委員会が、都城志布志道路建設促進協議会等と一体となり、早期完成に向けた提言・要望活動等を行うなど、積極的な調査活動を行った成果と捉えている。

今後も引き続き、議会として、都城志布志道路建設促進協議会を中心とした官民一体の取り組みに参画し、地域高規格道路都城志布志道路の早期完成による南九州圏域の経済発展の実現を目指すべきと考える。

以上、報告とする。

(別紙 1)

整備状況図 (平成 29 年 11 月末現在)



資料提供：市都市計画課